

苫前町告示第7号

苫前町脱炭素推進条例（案）の町民意見提出手続に関し、次のとおり意見募集要領を定めたので告示する。

令和4年2月22日

苫前町長 福 士 敦 朗

- 1 計画等の案の名称
苫前町脱炭素推進条例（案）の概要
苫前町脱炭素推進条例（案）逐条解説
- 2 参考資料の名称
 - (1) 地球温暖化対策推進法と地球温暖化対策計画【環境省】
<https://www.env.go.jp/earth/ondanka/domestic.html>
 - (2) 北海道地球温暖化対策推進計画（第3次）【北海道】
<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/tot/ontaikeikakukaitei.html>
 - (3) 北海道地球温暖化防止対策条例【北海道】
<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/tot/jourei-top.html>
- 3 計画等の案及び参考資料の入手方法
 - (1) 苫前町のホームページ（トップページお知らせ欄）への掲載
(http://www.town.tomamae.lg.jp/section/somu/zerocarbon_city.html)
 - (2) 以下の場所での閲覧
 - ア 苫前町役場ロビー（1F）
 - イ 苫前町公民館ロビー
- 4 意見等の募集期間
令和4年2月22日（火）～令和4年3月21日（月）
- 5 意見等の提出方法及び提出先
 - (1) 郵便 〒078-3792 苫前町字旭37-1
苫前町総務財政課総務係
 - (2) ファクシミリ 0164-64-2142
 - (3) 電子メール somu@town.tomamae.lg.jp
- 6 その他
 - (1) 意見の提出に当たっては、住所、氏名（団体の名称）を記載してください。
なお、意見の要旨と併せて、意見を提出された方の住所を公表することがあります。
 - (2) 意見が長文の場合や大部の資料を添付する場合は、併せてその要旨を提出してください。
 - (3) 電子メールによる意見の提出は、ファイル形式をテキスト形式とし、添付ファイルによる提出はご遠慮願います。
 - (4) 意見受付後、約3日（土曜・日曜日、休日を除く）以内に受け付けた旨をご連絡いたしますので、連絡がない場合は、電話・ファクシミリ・郵便等でお問い合わせ願います。なお、連絡は、電子メールの送信・電話・ファクシミリ・郵送等により行います。
 - (5) プライバシーを侵害する意見、誹謗中傷などの差別を助長する意見、個人情報に記載された意見は公表しない場合があります。